

令和4年度病院勤務環境改善支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、医療機関における勤務環境の改善を推進するため、勤務する医療従事者の確保および定着を目的として勤務環境改善に資する事業を実施する病院に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）およびこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者および補助対象事業)

第2条 この補助金の交付対象者および補助対象事業は、別表1および2のとおりとする。

(補助金額)

第3条 補助金の交付額は、別表1および2の第2欄に掲げる事業区分ごとに、次に掲げる方法により算出された額の合計とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1および2の第3欄に掲げる基準額と同表第4欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を選定する。

(交付申請書)

第4条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、別記様式第1号の補助金交付申請書に次に掲げる関係書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出するものとする。

- (1) 補助金所要額調（別紙1）
- (2) 補助金所要額明細書（別紙2）
- (3) 事業計画書（別紙3）
- (4) 勤務医の負担の軽減および処遇の改善に資する計画もしくは勤務環境改善計画（別表1に係る申請の場合）
- (5) 病床数・救急搬送実績等報告書（別紙4）（別表2に係る申請の場合）
- (6) 勤務医の負担軽減および処遇の改善に資する体制状況報告書（別紙5）（別表2に係る申請の場合）
- (7) 勤務医の負担の軽減および処遇の改善に資する計画（別表2に係る申請の場合）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当す

る額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付決定）

第 5 条 知事は、前条の補助金交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付条件）

第 6 条 規則第 5 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 事業の内容または事業に要する経費の配分を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更については、この限りでない。
- （2） 事業を中止し、または廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- （3） 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。
- （4） 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- （5） 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- （6） 補助事業完了後に消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金にかかる消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額税額が 0 円の場合を含む）は、別記様式第 2 号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一部（または一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（または本社、本所等）で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割

合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(7) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(8) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

2 前項第1号および第2号の規定による承認の申請は、別記様式第3号の変更等承認申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

(1) 補助金所要額調（別紙1）

(2) 補助金所要額明細書（別紙2）

(3) 事業計画書（別紙3）

(4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（実績報告）

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、事業の完了の日（補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合はその日）から起算して30日を経過した日または翌年度4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第4号の事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

(1) 補助金精算額調（別紙6）

(2) 補助金精算額明細書（別紙7）

(3) 事業実績報告書（別紙8）

(4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（額の確定）

第8条 知事は、前条により提出された実績報告を審査し、相当と認めた場合は、交付すべき額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（交付の方法）

第9条 補助金の交付は、精算払とする。

（検査等）

第10条 県は必要があれば補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、または、必要な調査を行うことができる。

（標準処理期間）

第 11 条 この補助金に係る標準的な事務処理の期間は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 規則第 4 条の規定による補助金等の交付の決定 規則第 3 条の規定による申請があった日から起算して 30 日以内
- (2) 第 6 条第 1 項第 1 号または第 2 号の規定による変更または中止もしくは廃止の承認 同条第 2 項の規定による申請があった日から起算して 14 日以内
- (3) 規則第 13 条の規定による額の確定 第 7 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内

第 12 条 補助事業者は、第 4 条の規定に基づく交付の申請、第 6 条の規定に基づく計画の変更・中止等の申請および消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告ならびに第 7 条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続き等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度の補助金に適用する。

別表 1

1. 補助対象者	2. 事業区分	3. 基準額	4. 対象経費
<p>(I) 「勤務医の負担の軽減および処遇の改善に資する計画」の策定もしくは、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の19の規定に基づき、医療従事者の勤務環境の改善に係る計画を策定した県内病院。</p> <p><u>※診療報酬における地域医療体制確保加算取得医療機関を除く。</u></p>	<p>(1) 代替職員確保事業</p>	<p>1病院あたり11,140千円（補助率1/2）</p>	<p>産育休や宿日直免除のために確保した代替職員にかかる人件費 ※令和4年4月1日以降に新たに勤務を開始した者（期間を定めた一時的な雇用等のみ）にかかる令和4年度分の人件費に限る。</p>
	<p>(2) 医師事務作業補助者確保事業</p>	<p>※(1)～(5)の事業から複数選択可能。 ただし、(4)、(5)の事業の合計は4,000千円を上限とする。</p>	<p>医師の作業負担を軽減するための補助者を新たに確保した場合にかかる人件費 ※診療報酬で算定される者にかかる経費を除く。 ※令和4年4月1日以降に新たに勤務を開始した者（派遣または直接雇用）にかかる令和4年度分の人件費に限る。</p>
	<p>(3) 看護補助者確保事業</p>		<p>看護師の作業負担を軽減するための補助者を新たに確保した場合にかかる人件費 ※診療報酬で算定される者にかかる経費を除く。 ※令和4年4月1日以降に新たに勤務を開始した者（派遣または直接雇用）にかかる令和4年度分の人件費に限る。</p>

<p>(II) 「勤務医の負担の軽減および処遇の改善に資する計画」の策定もしくは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 19 の規定に基づき、医療従事者の勤務環境の改善に係る計画を策定した県内病院。</p>	<p>(4) 勤務環境改善に資する研修等実施事業</p>	<p>勤務環境改善に資する研修等にかかる経費</p>
	<p>(5) 業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業</p>	<p>業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する ICT システム導入や設備・備品整備にかかる経費</p>

別表 2

1. 補助対象者	2. 事業区分	3. 基準額	4. 対象経費
<p>次の<要件 1>の①～⑤のいずれかを満たす県内の病院であって、かつ、<要件 2>の(1)～(4)のいずれも満たすもの。</p> <p><要件 1></p> <p>①救急搬送件数が、年間で1,000件以上2,000件未満であり、地域医療に特別な役割がある</p> <p>②救急搬送件数が、年間で1,000件未満であるが、夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある</p> <p>③地域医療の確保に必要な医療機関（周産期医療、小児救急医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している</p> <p>④脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって、一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している</p> <p>⑤在宅医療において特に積極的な役割を担う</p> <p><要件 2></p> <p>(1) 勤務医の負担軽減及び処遇改善に係る責任者を配置すること。</p> <p>(2) 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用しているもしくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合もしくは労働者の代表と結ぶ協定において全員または一部の</p>	<p>(6) 勤務医の労働時間短縮に資する事業</p>	<p>1病院あたり、最大使用病床数×133千円</p> <p>※最大使用病床数は令和3年度に病床機能報告で報告済みの病床数</p>	<p>勤務医の労働時間短縮に向けた取組として、<要件 2>の(3)における医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減および処遇の改善に資する計画」に基づく総合的な取組に係る経費</p> <p>※診療報酬により医師事務作業補助体制加算および看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲に</p>

<p>医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えているまたは全員もしくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定もしくは検討していること。</p> <p>(3) 次のア、イに留意し、多職種からなる役割分担推進のための委員会または会議を設置し、「勤務医の負担の軽減および処遇の改善に資する計画」を作成すること。</p> <p>ア 現状の勤務医の勤務状況を把握し、問題点を抽出したうえで、具体的な取り組み内容と目標達成年次等を含めた恒久的な計画とするとともに、定期的に評価、見直しを行う</p> <p>イ 計画の策定にあたっては、次に掲げる(ア)～(キ)の項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。</p> <p>(ア) 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容</p> <p>(イ) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施</p> <p>(ウ) 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保</p> <p>(エ) 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮</p> <p>(オ) 当直翌日の業務内容に対する配慮</p> <p>(カ) 交代勤務制・複数主治医制の実施</p> <p>(キ) 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項または同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用</p> <p>※ (ア)～(キ)の内容を1つ以上含むことが必須</p>			<p>において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合または加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。</p>
--	--	--	--

(4) 勤務医の負担軽減に関する取組事項を医療機関内に掲示するなどし、公開すること

--	--	--	--

別記様式第 1 号

令和 年度病院勤務環境改善支援事業補助金交付申請書

文 書 番 号
年 月 日

滋 賀 県 知 事

申請者 所在地
補助事業者名
代表者職名・氏名
発行責任者名
担当者名
連絡先 ()

標記補助金について、滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

1. 補助金交付申請額 金 円
2. 補助金所要額調 (別紙 1)
3. 補助金所要額明細書 (別紙 2)
4. 事業計画書 (別紙 3)
5. 勤務医の負担の軽減および処遇の改善に資する計画もしくは勤務環境改善計画 ※別表 1 に係る申請の場合
6. 病床数・救急搬送実績等報告書 (別紙 4) ※別表 2 に係る申請の場合
7. 勤務医の負担の軽減および処遇の改善に資する体制状況報告書 (別紙 5) ※別表 2 に係る申請の場合
8. 勤務医の負担軽減および処遇の改善に資する計画 ※別表 2 に係る申請の場合
9. 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算 (見込) 書の抄本
 - (2) その他参考となる書類

別紙 1 (第 4 条関係)

補助金所要額調

補助事業者名 _____

単位：円

事業名	総事業費 (A)	寄附金その他の 収入額 (B)	差引事業額 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助金所要額 (G)
(1)代替職員確保事業							
(2)医師事務作業補助者確保事業							
(3)看護補助者養成確保事業							
(4)勤務環境改善に資する研修等実施事業							
(5)業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業							
(6)勤務医の労働時間短縮に資する事業							
計							

- 「総事業費」(A)欄には、病院勤務環境改善支援事業の総事業費(別紙2の支出予定額の合計額)を記入すること。
- 「寄附金その他の収入額」(B)欄には、病院勤務環境改善支援事業に対しての寄附金その他の収入額を記入すること。
- 「対象経費の支出予定額」(D)欄には、総事業費のうち補助対象と認められている経費の支出予定額(別紙2の対象経費の合計額)を記入すること。
- 「選定額」(F)欄には、(D)欄と(E)欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 「補助金所要額」(G)欄には、(C)欄と(F)欄の額を比較して少ない方の額に1/2を乗じて得た額(1,000円未満端数切り捨て)を記入すること。

補助事業者名

事業区分	支出予定額	うち対象経費	算出内訳
(1) 代替職員確保事業	円	円	単価、数量等を記載
小計			
(2) 医師事務作業補助者確保事業			
小計			
(3) 看護補助者確保事業			
小計			
(4) 勤務環境改善に資する研修等実施事業			
小計			
(5) 業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業			
小計			
(6) 勤務医の労働時間短縮に資する事業			
小計			
合計			

※ 取組内容の一部が他の補助事業と重複する場合は、他の補助事業で計上している経費については、当該事業の対象経費に含めないこと。

別紙3 (第4条関係)

事業計画書

補助事業者名

	事業区分	現状分析・課題	取組内容	数値目標
1	<input type="checkbox"/> (1) 代替職員確保事業 <input type="checkbox"/> (2) 医師事務作業補助者確保事業 <input type="checkbox"/> (3) 看護補助者確保事業 <input type="checkbox"/> (4) 勤務環境改善に資する研修等実施事業 <input type="checkbox"/> (5) 業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業 <input type="checkbox"/> (6) 勤務医の労働時間短縮に資する事業			
2	<input type="checkbox"/> (1) 代替職員確保事業 <input type="checkbox"/> (2) 医師事務作業補助者確保事業 <input type="checkbox"/> (3) 看護補助者確保事業 <input type="checkbox"/> (4) 勤務環境改善に資する研修等実施事業 <input type="checkbox"/> (5) 業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業 <input type="checkbox"/> (6) 勤務医の労働時間短縮に資する事業			
3	<input type="checkbox"/> (1) 代替職員確保事業 <input type="checkbox"/> (2) 医師事務作業補助者確保事業 <input type="checkbox"/> (3) 看護補助者確保事業 <input type="checkbox"/> (4) 勤務環境改善に資する研修等実施事業 <input type="checkbox"/> (5) 業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業 <input type="checkbox"/> (6) 勤務医の労働時間短縮に資する事業			

4	<input type="checkbox"/> (1) 代替職員確保事業 <input type="checkbox"/> (2) 医師事務作業補助者確保事業 <input type="checkbox"/> (3) 看護補助者確保事業 <input type="checkbox"/> (4) 勤務環境改善に資する研修等実施事業 <input type="checkbox"/> (5) 業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業 <input type="checkbox"/> (6) 勤務医の労働時間短縮に資する事業			
5	<input type="checkbox"/> (1) 代替職員確保事業 <input type="checkbox"/> (2) 医師事務作業補助者確保事業 <input type="checkbox"/> (3) 看護補助者確保事業 <input type="checkbox"/> (4) 勤務環境改善に資する研修等実施事業 <input type="checkbox"/> (5) 業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業 <input type="checkbox"/> (6) 勤務医の労働時間短縮に資する事業			

別紙4（別表2に係る申請の場合のみ提出）

病床数・救急搬送実績等報告書

（実績等）

1 当該事業に係る稼働病床数	医療法上の病床種別	病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数 ※精神科救急を根拠とする場合は同報告と同時点の精神科病床数
	一般病床	床
		床
	合計	床
2 救急用の自動車等による搬送実績	救急用の自動車等による搬送実績 期間：令和（ ）年1月～12月※病床機能報告と期間が異なる	
	上記期間における救急用の自動車等による搬送件数： （ ）件	
3 その他診療実績 ※2において救急用の自動車等による搬送実績が1000件未満の場合は右欄のいずれに該当するかチェックの上記載（内容について説明が記載しきれない場合には別紙として差し支えない）	<input type="checkbox"/> ②ア 夜間・休日・時間外入院件数（ ）件 期間：令和（ ）年1月～12月※病床機能報告と期間が異なる	
	<input type="checkbox"/> ②イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど 実績等（ ）	
	<input type="checkbox"/> ③ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等 実績等（ ）	
	<input type="checkbox"/> ③イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療 実績等（ ）	
	<input type="checkbox"/> ④ その他在宅医療 実績等（ ）	
4 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制	別紙5に記載すること。	

〔記載上の注意〕

※ 2については、申請を行う年度の前年（2022年度に届け出る場合は、2021年1月～12月までの実績）の救急用の自動車等による搬送件数を記載すること。

※ 別紙5を添付すること。

別紙5（別表2に係る申請の場合のみ提出）

勤務医の負担の軽減および処遇の改善に資する体制状況報告書

新規申請時の状況について記載する事項
 (□には、適合する場合「✓」を記入すること)

(1) 勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況の把握

ア 医療機関に勤務する医師数 (令和 年 月 日時点)	常勤: ()名 宿日直(*1)を担当する医師()名(うち非常勤()名)	非常勤: ()名
*1 宿日直については、平日の平均的な1日における体制を記載すること		
イ 勤務医の勤務状況の把握等 ※昨年度の実績を記入してください		
(ア) 勤務時間の具体的な把握方法 <input type="checkbox"/> タイムカード、ICカード <input type="checkbox"/> 出席簿又は管理簿等の用紙による記録(上司等による客観的な確認あり) <input type="checkbox"/> その他 (具体的に:)		
(イ) 勤務時間以外についての勤務状況(*2)の把握内容 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇取得率 <input type="checkbox"/> 時短勤務実施者(*3)数 <input type="checkbox"/> 育児休業・介護休業の取得率 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に:) *2 前年度の実績を記載。 *3 所定労働時間をあらかじめ減じた勤務体制としている者		
(ウ) 超過勤務時間(時間/月)(*4) 平均: ()時間/月 80時間/月以上の者の人数: ()名 最大: ()時間/月 155時間/月以上の者の人数: ()名 最小: ()時間/月 *4 常勤医における値を記載。 *4 超過勤務時間: 法定休日以外の日において1日につき8時間を超えて労働した時間並びに1週について40時間を超えて労働した時間数及び法定休日(週に1日、又は、4週につき4日付与する義務あり)において労働した時間の総和		
(エ) 宿日直(回/月) 平均: ()回/月 最大: ()回/月 最小: ()回/月 連日当直を実施した者の人数及び回数: ()名・のべ()回		
(オ) その他(自由記載・補足等)		

(2) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

ア 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者	氏名:	職種:
イ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議	開催頻度: _____回/年 参加人数: 平均 _____人/回 参加職種()	
ウ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画	<input type="checkbox"/> 計画策定 (初回の策定年月日: 年 月 日) (直近の更新年月日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 職員に対する計画の周知	
エ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開	<input type="checkbox"/> 医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法)	

(3) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容
 (ア)~(ク)の項目を踏まえ検討し、必要な事項を記載すること(記載した事項に✓すること)。(※申請時に提出すること。)

<input type="checkbox"/> (ア) 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的な内容 <input type="checkbox"/> (イ) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施 <input type="checkbox"/> (エ) 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮 <input type="checkbox"/> (カ) 主治医制の見直しの実施 <input type="checkbox"/> (ク) その他 ()	<input type="checkbox"/> (ウ) 勤務間インターバルの確保 <input type="checkbox"/> (オ) 当直翌日の業務内容に対する配慮 <input type="checkbox"/> (キ) 短時間正規雇用医師の活用
※ その他取組の例: 所定労働時間内での病状説明の励行に係る掲示 等	

【記載上の注意】

- 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制について、実施しているものにチェックを行うこと。
- (3)は検討した取組内容について1つ以上選択すること。

別記様式第2号

文 書 番 号
年 月 日

滋賀県知事

申請者 所在地
補助事業者名
代表者職名・氏名
発行責任者名
担当者名
連絡先 ()

令和 年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け滋 第 号で交付決定を受けた病院勤務環境
改善支援事業補助金について、交付決定に付された条件に基づき、下記のとおり報告しま
す。

記

- 1 事業区分および施設の名称
- 2 滋賀県補助金等交付規則第 13 条の規定による確定額または事業実績報告書による精
算額
金 _____ 円
- 3 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控
除税額（要返納相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
3 の消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

別記様式第3号

令和 年度病院勤務環境改善支援事業補助金変更等承認申請書

文 書 番 号
年 月 日

滋 賀 県 知 事

申請者 所在地
補助事業者名
代表者職名・氏名
発行責任者名
担当者名
連絡先 ()

年 月 日付け医 第 号で交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり〔変更・中止・廃止〕し、その承認を受けたいので、滋賀県病院勤務環境改善支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

1. 変更の概要および変更の理由
2. 変更申請額
変更後の補助金所要額 金 円
既交付決定額 金 円
今回所要額 金 円
3. 補助金所要額調 (別紙1)
4. 補助金所要額明細書 (別紙2)
5. 事業計画書 (別紙3)
6. 勤務医の負担軽減および処遇の改善に資する計画もしくは勤務環境改善計画
※別表1に係る申請の場合
7. 病床数・救急搬送実績等報告書 (別紙4) ※別表2に係る申請の場合
8. 勤務医の負担の軽減および処遇の改善に資する体制状況報告書 (別紙5)
※別表2に係る申請の場合
9. 勤務医の負担軽減および処遇の改善に資する計画 ※別表2に係る申請の場合
10. 添付書類
(1)歳入歳出予算(見込)書の抄本
(2)その他参考となる書類

注1 []内は、変更、中止または廃止のうち該当するもののみを記載すること。
2 変更の概要は、適宜変更前後の対照表等の資料を添付してもよい。

別記様式第4号

病院勤務環境改善支援事業補助金事業実績報告書

文 書 番 号
年 月 日

滋 賀 県 知 事

申請者 所在地
補助事業者名
代表者職名・氏名
発行責任者名
担当者名
連絡先 ()

年 月 日付け滋 第 号で交付決定の通知があった標記補助事業について、滋賀県病院勤務環境改善支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

1. 補助金所要額精算書 (別紙6)
2. 補助金精算額明細書 (別紙7)
3. 事業実績報告書 (別紙8)
4. 勤務医の負担軽減および処遇の改善に資する計画もしくは勤務環境改善計画
※別表1に係る申請の場合
5. 勤務医の負担軽減および処遇の改善に資する計画 ※別表2に係る申請の場合
6. 添付書類
(1)歳入歳出決算(見込)書の抄本
(2)その他参考となる書類

単位：円

事業名	総事業費 (A)	寄附金その 他 の収入額 (B)	差引事業額 (A)-(B)=(C)	対象経費の 実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助金所要 額 (G)	交付決定額 (H)	補助金額 (I)
(1)代替職員確保事業									
(2)医師事務作業補助者確保事業									
(3)看護補助者養成確保事業									
(4)勤務環境改善に資する研修等実 施事業									
(5)業務省力化・効率化に伴う勤務 環境改善に資する設備等整備事業									
(6)勤務医の労働時間短縮に資する 事業									
計									

- 「総事業費」(A)欄には、病院勤務環境改善支援事業の総事業費(別紙7の支出額の合計額)を記入すること。
- 「寄附金その他の収入額」(B)欄には、病院勤務環境改善支援事業に対しての寄附金その他の収入額を記入すること。
- 「対象経費の実支出額」(D)欄には、総事業費のうち補助対象と認められている経費の支出額(別紙7の対象経費の合計額)を記入すること。
- 「選定額」(F)欄には、(D)欄と(E)欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 「補助金所要額」(G)欄には、(C)欄と(F)欄の額を比較して少ない方の額に1/2を乗じて得た額(1,000円未満端数切り捨て)を記入すること。
- 「交付決定額」(H)欄には、交付決定通知書に記載された交付決定額を記入すること。
- 「補助金額」(I)欄には、(G)欄と(H)欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

事業区分	支出額	うち対象経費	算出内訳
(1) 代替職員確保事業	円	円	単価、数量等を記載
小計			
(2) 医師事務作業補助者確保事業			
小計			
(3) 看護補助者確保事業			
小計			
(4) 勤務環境改善に資する研修等実施事業			
小計			
(5) 業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業			
小計			
(6) 勤務医の労働時間短縮に資する事業			
小計			
合計			

※ 取組内容の一部が他の補助事業と重複する場合は、他の補助事業で計上している経費については、当該事業の対象経費に含めないこと

補助事業者名 _____

	事業区分	取組内容	目標数値	達成状況・評価・結果
1	<input type="checkbox"/> (1) 代替職員確保事業 <input type="checkbox"/> (2) 医師事務作業補助者確保事業 <input type="checkbox"/> (3) 看護補助者確保事業 <input type="checkbox"/> (4) 勤務環境改善に資する研修等実施事業 <input type="checkbox"/> (5) 業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業 <input type="checkbox"/> (6) 勤務医の労働時間短縮に資する事業			
2	<input type="checkbox"/> (1) 代替職員確保事業 <input type="checkbox"/> (2) 医師事務作業補助者確保事業 <input type="checkbox"/> (3) 看護補助者確保事業 <input type="checkbox"/> (4) 勤務環境改善に資する研修等実施事業 <input type="checkbox"/> (5) 業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業 <input type="checkbox"/> (6) 勤務医の労働時間短縮に資する事業			
3	<input type="checkbox"/> (1) 代替職員確保事業 <input type="checkbox"/> (2) 医師事務作業補助者確保事業 <input type="checkbox"/> (3) 看護補助者確保事業 <input type="checkbox"/> (4) 勤務環境改善に資する研修等実施事業 <input type="checkbox"/> (5) 業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業 <input type="checkbox"/> (6) 勤務医の労働時間短縮に資する事業			

4	<input type="checkbox"/> (1) 代替職員確保事業 <input type="checkbox"/> (2) 医師事務作業補助者確保事業 <input type="checkbox"/> (3) 看護補助者確保事業 <input type="checkbox"/> (4) 勤務環境改善に資する研修等実施事業 <input type="checkbox"/> (5) 業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業 <input type="checkbox"/> (6) 勤務医の労働時間短縮に資する事業			
5	<input type="checkbox"/> (1) 代替職員確保事業 <input type="checkbox"/> (2) 医師事務作業補助者確保事業 <input type="checkbox"/> (3) 看護補助者確保事業 <input type="checkbox"/> (4) 勤務環境改善に資する研修等実施事業 <input type="checkbox"/> (5) 業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業 <input type="checkbox"/> (6) 勤務医の労働時間短縮に資する事業			

